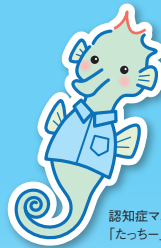


介護と認知症、ふたつに備えるコースの保険
人生100年時代に安心な毎日を。



介護マスコットキャラクター
「かいごん」



認知症マスコットキャラクター
「なっちー」

コープの

更新
型

介護・認知症保険

医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)等セット団体総合保険

生協組合員と **ご家族** の介護・認知症保障

団体割引
28.51%適用

新登場の認知症プランも
団体割引でお得に加入できます!

新規加入対象年齢

介護プラン 0歳~満79歳

認知症プラン 18歳~満79歳

継続 満89歳まで

「自分の介護は…」

家族に負担をかけないために。

「介護はお金かかりそう…」

介護費用の補償で安心して介護準備を。

「認知症も不安…」

新登場の認知症プランで費用面の備えを。



介護一時金

500万円
コース

傷害死亡保険金100万円
(天災危険補償特約セット)

＼お手ごろな保険料!／

月払 保険料 900円

団体 契約で 28.51%の割引率

被保険者 満55~59歳
の場合

公的介護保険の要介護2~5認定の場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し30日を超えて継続した場合にお支払い!

新規加入 0歳~満79歳まで 加入OK!
交通事故で要介護になった場合も給付

継続 満89歳まで

認知症一時金

100万円
コース

月払 保険料 590円

団体 契約で 28.51%の割引率

被保険者 満55~59歳
の場合

医師によってはじめて認知症と診断確定された場合に一時金をお支払い!

新規加入 18歳~満79歳まで 加入OK!

継続 満89歳まで

様々な介護にかかる費用として
まとまったお金で受け取れる一時金をお使いいただけます。

初期平均費用

74万円

介護用
ベッド購入
(注)

住宅改造

月々の平均費用
8.3万円

介護平均費用 介護平均期間
581万円 5年1か月

通院までの
交通費や
付き添い助

通所リハビリ
テーション

訪問介護
入浴や食事

(注)介護保険でベッドなどの福祉用具をレンタルすることも可能です。
※過去3年間に介護経験がある人への調査 ※生命保険文化センター「2021年度生命保険に関する全国実態調査」を参考に作成

認知症になった場合に

・専門医での継続診療等 医療費年額 **47.5万円**

・投薬治療年額 **90万円** (3割負担)

高額療養費制度適用で **14.4万円**

大手A社の家事・見守り費用:

平日2時間 **1.1万円**

週1回、年間(50週)で **55万円**

損保ジャパン調べ (2025年7月7日現在)

ふたつの備えで大きな安心

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

お問い合わせはお気軽にどうぞ!

【取扱代理店】株式会社 東都ライフサービス

〒168-0073 東京都杉並区下高井戸5-4-42 東都生協さんぼんすぎセンター2F

TEL.0120-17-7625

◆引受保険会社/損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課

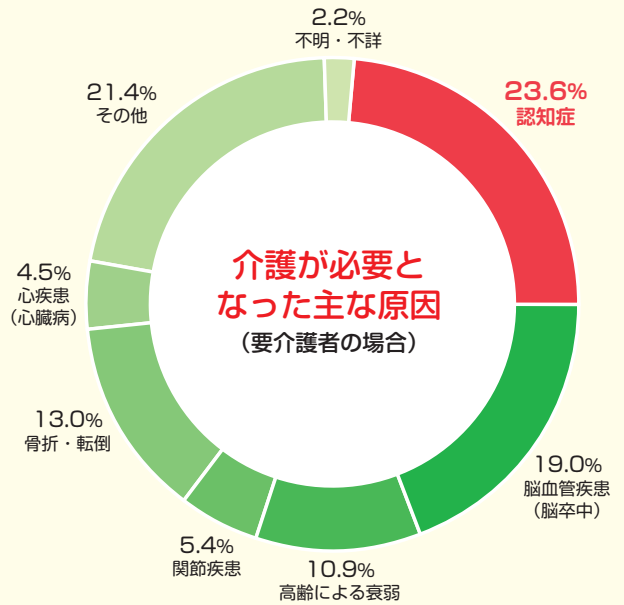
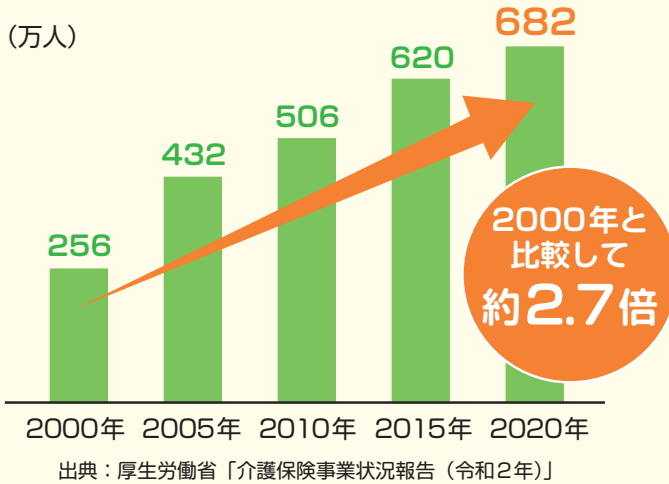
◆〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル12F

TEL.050-3808-5528

〈団体保険契約者〉日本コープ共済生活協同組合連合会

「介護」は他人事と思っていないか。 今後、高齢化の進展にともない要介護認定者数は、 ますます増加する見込みです。

要介護認定者数の推移



介護が必要となる原因は認知症が最多です。

認知症の補償を追加して厚くしたい、認知症の補償のみ加入したい場合は、「認知症一時金プラン」をご検討ください。

ご加入者様の声

voice

もしもの時、この金額の一時金が受け取れて、この月々の保険料であれば、負担が少なく、お手頃だと思いました。



57歳 男性

母親の介護をしていて、お金がかかることや、体力的な大変さを感じたため、子どもに同じような大変な思いをさせないため加入了しました。



70歳 女性

公的介護保険は、40～64歳は特定疾病が原因のときしか給付を受けられないので、民間の介護保険を探して、この保険に加入了しました。



43歳 女性

現役世代も要注意

CHECK

40歳～64歳の方は、「特定疾病」が原因のときにしか、公的介護保険の給付を受けられません。

●がん（自宅等で療養中のがん末期）	●脊柱管狭窄症
●関節リウマチ	●早老症（ウェルナー症候群等）
●筋萎縮性側索硬化症（ALS）	●多系統萎縮症（シャイ・ドレーガー症候群等）
●後縦靭帯骨化症	●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
●骨折を伴う骨粗鬆症	●脳血管疾患
●初老期における認知症（アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症等）	●閉塞性動脈硬化症
●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（パーキンソン病関連疾患）	●慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）
●脊髄小脳変性症	●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

【生命保険文化センター「介護保障ガイド」2021年7月改訂版】

私たちが公的介護保険のサービスを受けるには、**条件が必要**なんだね!?

コープの介護保険なら、**交通事故で要介護状態になったとしても給付が受けられて安心**ね!

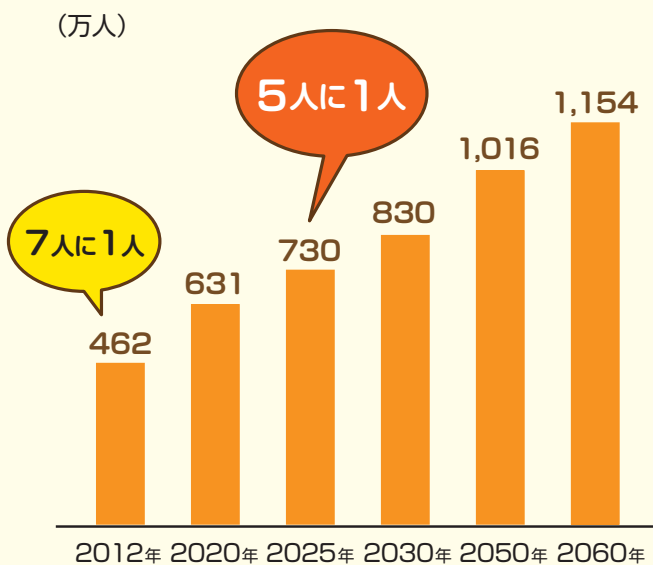


65歳以上の場合(第1号被保険者)

原因を問わずすべての要介護状態である人が給付対象者になります。

New! 「認知症一時金プラン」ってこんな補償!

65歳以上の認知症患者数の将来推計



出典：厚生労働省老健局「認知症施策の総合的な推進について」

認知症患者は年々増加傾向。
2025年には65歳以上の**5人に1人**が認知症と推計。

64歳以下の年齢層別 若年性認知症 有病率(推計)

年齢	人口10万人当たり有病率(人)		
	男	女	総数
18-29歳	4.8	1.9	3.4
30-34歳	5.7	1.5	3.7
35-39歳	7.3	3.7	5.5
40-44歳	10.9	5.7	8.3
45-49歳	17.4	17.3	17.4
50-54歳	51.3	35.0	43.2
55-59歳	123.9	97	110.3
60-64歳	325.3	226.3	274.9
18-64歳合計			50.9

出典：日本医療研究開発機構 認知症研究開発事業 「若年性認知症の有病率・生活実態把握と多角的データ共有システムの開発」

64歳以下の方も、**約2,000人に1人**(10万人あたり50.9人)が若年性認知症と推計。

身近な疾病である認知症。

実際に診断を受けた場合の様々な金銭的負担を補える補償が「認知症一時金プラン」です!

POINT
1

認知症と医師に診断確定されたら一時金が受け取れます。

被保険者 満55~59歳の場合

認知症一時金

100万円 コース

\お手ごろな保険料!/
月払 **590円**
保険料

団体契約で **28.51%**の割引率

被保険者が、保険期間中に、認知症*と診断確定された場合は、認知症一時金をお支払いします。

(注)認知症一時金プランには、傷害死亡保険金はセットされておりません。

※対象となる認知症は、以下の器質性認知症
アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、ピック病の認知症、クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症、ハンチントン病の認知症、パーキンソン病の認知症、ヒト免疫不全ウイルス(HIV) 病の認知症、他に分類されるその他の明示された疾患の認知症、詳細不明の認知症、せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの

※脳の疲労による認知機能の低下(スマホ認知症等)は本保険の補償対象外となります。

POINT
2

認知症の予防や介護に役立つ情報をお届けします。

SOMPO笑顔倶楽部は認知症プランだけでなく、介護プランご加入の方もご利用いただけます。

2025年には65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症患者になる*とされています。
コープの介護・認知症保険にご加入いただくと、介護や認知症に関するWEBサービス「SOMPO笑顔倶楽部」をご利用いただけます。

SOMPO笑顔倶楽部は、MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供いたします。

・認知症一時金を支払った場合、特約は失効しますが、その後もサービスはご利用いただけます。認知機能回復にお役立てください。

SOMPO笑顔倶楽部のURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

※厚生労働省「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向け～」平成29年改訂版を参考に記載

(注1)本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

(注2)お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

(注3)本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

(注4)本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客様の負担となります。

(注5)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

認知症サポート SOMPO 笑顔倶楽部

知る 知

認知症知識・最新情報

チェック

認知機能チェック

ケアする 心

認知症や介護のケア活を支援

予防

認知機能低下予防サービスの紹介

支える 支

介護に関するサービスの紹介

保険金をお支払いする場合

【介護プランにご加入の場合】

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかとなった場合、所定の介護一時金をお支払いします。

①公的介護保険制度の要介護2から5の認定を受けた場合

②損保ジャパン所定の要介護状態（公的介護保険制度における要介護2から5の状態が目安）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合

被保険者の年齢	①公的介護保険制度の要介護2から5の認定	②損保ジャパン所定の要介護状態
40歳未満	対象外（40歳未満は公的介護保険制度の対象外）	年齢・要介護状態になった原因を問わず対象 （交通事故なども対象）
40～64歳以下	要介護状態になった原因は加齢に伴う特定疾病（16種類）に限定	
65歳以上	要介護状態になった原因を問わず対象（交通事故なども対象）	

※損保ジャパン所定の要介護状態の詳細については取扱代理店・損保ジャパンまでお問い合わせください。

【認知症プランにご加入の場合】

保険期間中に、初めて医師によって認知症と診断確定された場合に所定の認知症診断一時金をお支払いします。

※軽度認知障害は対象外です。

ご家族のみなさまの

介護・認知症保険

親御さまやお子さまもあわせてご加入できます！

79歳まで

新規加入できます！

組合員さまの親御さまも加入しやすく（継続は満89歳まで）

もし介護が必要になったら？

介護や認知症リスクの高まる70～80代の子ども世代はちょうど働き盛りの場合が多く、万が一親の介護が必要となった場合、仕事、家庭と介護の両立は大きな課題となってきます。コープの介護・認知症保険は、遠方にお住まいの別居の親御さまにもご加入いただけます。

公的介護保険の対象とならない

40歳未満の方も加入できます！

- 公的介護保険では、40歳未満の方は対象になりません。
- 月払保険料80円（介護一時金500万円コース）とお手頃な保険料。
- 組合員の**お子さま**など40歳未満の方も追加で加入しませんか。

<告知の大切さについてのご説明>

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」が掲載されているPDFを右記の二次元コードからダウンロードしていただき、必ずご確認ください。

重要事項等説明書
はこちら



重要

★5歳きざみで保険料が変わります。(0~39歳は変わりません)

新規ご加入の場合、保険開始日時点の満年齢の保険料が適用されます。

翌年からのご継続にあたっては1月1日時点の満年齢の保険料が適用されます。

【介護医療保険料控除対象】

※傷害死亡保険金部分を除きます。

(令和7年7月現在)

コース別
保険料

- ▶介護プラン1コースと認知症プラン1コースそれぞれに加入することも可能です。
- ▶介護一時金**500万円**と認知症一時金**200万円**の両方に加入することで合計**700万円**まで加入可能

*保険料は男女問わず同額です。

介護プラン



認知症プラン



保険期間
1年
団体割引
28.51%

被保険者満年齢	介護一時金				認知症一時金		
	500万円コース	300万円コース	200万円コース	100万円コース	200万円コース	100万円コース	50万円コース
	全コース傷害死亡保険金100万円(天災危険補償特約セット)込み ※傷害死亡保険金は、事故によりケガをされ死亡された場合にお支払いします。						
	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料	月払保険料
0~17歳	80円	70円	60円	50円	—	—	—
18~39歳	80円	70円	60円	50円	800円	400円	—
40~44歳	130円	90円	80円	60円	800円	400円	—
45~49歳	250円	170円	130円	90円	800円	400円	—
50~54歳	450円	290円	210円	130円	800円	400円	—
55~59歳	900円	560円	390円	220円	1,170円	590円	—
60~64歳	1,750円	1,070円	730円	390円	1,620円	810円	—
65~69歳	2,960円	1,800円	1,210円	630円	2,610円	1,310円	—
70~74歳	6,240円	3,760円	2,520円	1,280円	5,290円	2,650円	—
75~79歳	13,050円	7,850円	5,250円	2,650円	10,410円	5,210円	—
80~84歳	—	15,750円	10,510円	5,280円	—	—	4,820円
85~89歳	—	29,360円	19,590円	9,820円	—	—	8,230円

ご継続時のコース変更について

- コース変更は更新時（毎年1月1日）のみとなります。コース変更時の保険料は1月1日時点の満年齢が適用されます。
- 介護一時金または認知症一時金の額が減額となるコースに変更する場合は、告知なしでご継続できます。
- 介護一時金または認知症一時金の額が増額となるコースに変更する場合は、新たな告知が必要です。

【介護プランの場合】

- 新規加入可能年齢：0~満79歳まで。（満89歳まで継続可能です。）満80歳以上は300万円コース以下でのご継続となります。

【認知症プランの場合】

- 新規加入可能年齢：満18~満79歳まで。（満89歳まで継続可能です。）満80歳以上は50万円コースでのご継続となります。

【介護・認知症プラン共通】

- 新規加入時の保険料は保険開始日時点の満年齢が適用されます。
- 保険は1年更新です。5歳ごとに保険料が変わります。（更新時の保険料は、毎年1月1日時点の満年齢の保険料が適用されます。）
- 解約返れい金はありません。
- 介護・認知症プランそれぞれに1コースずつ加入可能です。プラン毎に複数のコースへの加入はできません。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

【介護・認知症保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降保険始期契約について、新・団体医療保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

新・団体医療保険にご加入の皆さまへ

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、傷害保険特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約（軽度認知障害等一時金用）等をセットしたものです。
- 保険契約者：日本コープ共済生活協同組合連合会
- 保険期間：令和8年1月1日午後4時から1年間となります。保険期間の途中で加入の場合はこのかぎりではありません。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入者：生協の組合員または組合員と同一の世帯に属する方
 - 被保険者：①加入者本人 ②左記①の配偶者・ご両親・お子さま・兄弟姉妹（同居、生計を共にする、血族か姻族かは問わない） ③上記①の同居の親族（生計を共にする、血族か姻族かは問わない）
（新規の場合：介護プラン0歳～79歳、認知症プラン18歳～79歳 継続の場合：両プラン共通：満89歳まで 上記の方が対象となります。）
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の生協までご提出ください。

ご加入対象者	お手続き方法
新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	
前年と同等条件のプラン（送付した「ご継続のご案内」に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合 ^(注)	書類のご提出は不要です。
ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 ^(注)	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*をご提出いただけます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した書類をご提出いただけます。

(注)保険始期(令和8年1月1日)時点で満80歳の方で、前年、700万円・500万円コースでご加入されていた場合は、300万円・200万円・100万円コースのいずれかへの変更が必要となります。
「ご継続のご案内」の前年同等内容には300万円コースを打ち出しております。300万円コースで継続加入される場合は、書類のご提出は不要です。200万円・100万円コースで継続加入される場合は、取扱代理店までご連絡ください。認知症プランの場合は保険始期時点で満80歳となった場合は50万円コースで「ご継続のご案内」が作成されます。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。なお、加入スケジュールについてはP7加入の方法に記載しておりますので、ご確認ください。
- 中途解約：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口までご連絡ください。なお、解約に際して、返れい金のお支払いはありません。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容

【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

介護一時金

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。

なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。^(※1)

- ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※2)
- ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※3)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて30日を超えて継続した場合

(※1) この場合、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に、この特約は効力を失います。また、傷害死亡保険金についても、被保険者が所定の要介護状態に該当した日の翌日に解約となります。

(※2) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。

(※3) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

【要介護認定を受けた日】被保険者が認定を受けた要介護認定について公的介護保険制度に基づいて申請を行った日をいいます。

認知症一時金

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、保険期間中に、認知症と診断確定された場合は、認知症一時金をお支払いします。

保険金をお支払いした場合、特約^(※)は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。

(※) 軽度認知障害等一時金支払特約および認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)をいいます。

介護一時金・認知症一時金共通

保険金をお支払いできない主な場合(介護・認知症一時金共通)

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ⑥先天性異常
- ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- ⑨地震、噴火またはこれらによる津波 など

【介護一時金】

(注) 初年度加入の締結後に保険金のお支払い条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

- ①疾病、傷害その他要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金額の額
- ②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

【認知症一時金】

(注) 初年度加入の締結後に保険金のお支払い条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に認知症に該当した場合を除きます。

- ①疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金額の額
- ②被保険者が認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額

【傷害】傷害死亡保険金*

保険金をお支払いする主な場合

保険期間中に事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。

$$\text{傷害死亡保険金の額} = \text{傷害死亡保険金額の全額}$$

*傷害死亡保険金には「天災危険補償特約」がセットされており、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた傷害死亡に対してはも保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意または重大な過失
- ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故
- ⑤脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥妊娠、出産、早産または流産
- ⑦外科的手術その他の医療処置
- ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
- ⑨ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

(※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関与して行う暴力的行動をいいます。

(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

加入の方法

加入依頼書兼告知書の提出

- 告知していただいた内容のご確認のため、本書面をコピーのうえ、保管してください。
- 告知していただいた内容をご確認される場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

毎月の締切日 右のスケジュール一覧をご確認ください。

保険の開始日 右のスケジュール一覧をご確認ください。

保険料の引き落とし

右のスケジュール一覧をご確認ください。登録された口座より引き落としとなります。引き落とし以外の方法での集金はできませんのでご注意ください。

加入者カードの送付

加入者カードは大切に保管してください。また、初回保険料引き落とし後3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

契約継続時の取扱い

既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書兼告知書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した書類の提出が必要となります。

告知書の個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、この告知書に記載された個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、等を行うこと（以下、「当社業務」と言います。）に利用します。また、下記①および②、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供を行います。

- ① 損保ジャパンが、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
- ② 損保ジャパンが、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国

スケジュール一覧

① 加入依頼書兼告知書 提出締切日 毎月15日	② 保険開始日 ①の翌々月1日	③ 第1回 保険料引き落とし日 ①の翌々月6日	④ 契約更改日 翌年1月1日
----------------------------------	-----------------------	----------------------------------	----------------------

【保険料の自動引き落としができなかった場合】

- 初回保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月2回分の引き落としの請求をします。初回保険料が2回連続して引き落としできなかった場合は、申込みは無効となります。
- 第2回目以降の保険料引き落としができなかった場合は、翌月2回分の引き落としの請求をします。保険料が2か月連続して引き落としできなかった場合は、最終保険料引落月の翌月1日に保険契約は失効となります。

【契約の変更や解約をしたい場合】

加入窓口までご連絡ください。

【生協を脱退する場合】

このコープの介護・認知症保険は生協組合員を対象とした制度のため、コープの介護・認知症保険も脱退の手続きをさせていただきます。

内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパンの個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。また、募集文書掲載の取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 保険金額 保険期間
- 保険料、保険料払込方法 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

- 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。
- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店・引受保険会社 ●保険商品の内容全般や補償内容に関するお問い合わせは、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

●取扱代理店

株式会社 東都ライフサービス

〒168-0073 東京都杉並区下高井戸5-4-42 東都生協さんぽんすぎセンター2F

TEL 0120-17-7625 : FAX 03-6859-0415

（受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（土・日・年末年始は除く））

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル12F

TEL 050-3808-5528 : FAX 03-6388-0160

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●お客さま告知相談窓口

ご加入をご検討される際の告知に関するご相談は右記の電話番号までご連絡ください。

TEL:0120-101-591

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日を除きます。）
※告知以外のご相談（補償内容、加入依頼書兼告知書の記入の方法等）は、取扱代理店までご連絡ください。

●保険金請求に関するお問い合わせ窓口

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター

TEL:0120-727-110

◆受付時間 24時間365日

●損保ジャパンへの相談・苦情窓口 損保ジャパンへの相談・苦情に関しては下記のカスタマーセンターまでご連絡ください。

損保ジャパン カスタマーセンター：TEL:0120-888-089

受付時間：平日 午前9時から午後8時まで 土日祝日 午前9時から午後5時まで（12月31日から1月3日までは休業）

※ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます。

<損保ジャパン公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関） 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（ナビダイヤル）0570-022808（通話料有料）（受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで 土・日・祝日・年末年始は休業。詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>））

募集文書作成部署 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 050-3808-5528

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいても有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載してあります。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

●ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

コープの介護・認知症保険 パンフレット記載内容の変更点について

株式会社東都ライフサービスは、2026年6月15日に事務所を移転しました。
パンフレット記載内容に変更点がございますのでご確認をお願いいたします。

□パンフレット記載内容変更点

(旧所在地) 〒168-0073

東京都杉並区下高井戸5-4-42
東都生協さんぼんすぎセンター2階

(新所在地) 〒151-0073

東京都渋谷区笹塚2-18-3 VORT 笹塚10F

(旧FAX番号) 03-6859-0415

(新FAX番号) 03-6276-7774

- ・フリーダイヤルに変更はございません。
- ・加入依頼書兼告知書の郵送方法（受取人払郵便）で、弊社の宛名部分が旧住所となっておりますが、新住所に転送されますので、そのままご使用いただけます。
毎月の提出締切日（15日）までに弊社に届くよう、お日にちに余裕をもってご提出ください。